

第 15 号議案

神戸市青少年会館条例及び神戸市青少年会館条例の一部を改正する条例の  
一部を改正する条例の件

神戸市青少年会館条例及び神戸市青少年会館条例の一部を改正する条例の一部  
を改正する条例を次のように制定する。

令和 3 年 2 月 18 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市青少年会館条例及び神戸市青少年会館条例の一部を改正する条例  
の一部を改正する条例

第 1 条 神戸市青少年会館条例（昭和 55 年 4 月条例第 19 号）の一部を次のように  
改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及  
び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線  
又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）  
については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改  
正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後

別表（第8条関係）

施設			使用料（単位 円）							
名称	面積 （単位 平方 メー トル）	定員 （単位 人）	午前 （午前 9時か ら正午 まで）	午後 （午後 1時か ら午後 5時ま で）	夜間 （午後 5時30 分から 午後9 時ま で）	午前・ 午後 （午前 9時か ら午後 5時ま で）	午後・ 夜間 （午後 1時か ら午後 9時ま で）	終日 （午前 9時か ら午後 9時ま で）	時間外 の使用 1時間 （1時 間未満 の端数 は、1 時間と して計 算す る。） につき	
多 目 的 室	A	47	32	2,800	3,800	3,300	5,900	6,300	8,300	1,000
	B	40	27	2,400	3,200	2,800	5,000	5,400	7,100	800
	A	87	59	5,200	7,000	6,100	10,900	11,700	15,400	1,800
	B									
サ ー ク ル 室	A	39	24	2,200	2,900	2,500	4,400	4,700	6,300	800
	B	32	20	1,800	2,400	2,000	3,600	3,900	5,200	600
	C	32	20	1,800	2,400	2,000	3,600	3,900	5,200	600
	D	25	15	1,300	1,800	1,600	2,800	3,000	4,000	500
会議室	40	24	2,200	2,900	2,600	4,500	4,800	6,400	800	
音楽室	77	41	4,600	6,100	5,300	9,600	10,300	13,600	1,600	

改正前

別表（第8条関係）

施設		使用料（単位 円）							
		名称	面積 （単位 平方 メー トル）	定員 （単位 人）	午前 （午前 9時か ら正午 まで）	午後 （午後 1時か ら午後 5時ま で）	夜間 （午後 5時30 分から 午後9 時ま で）	午前・ 午後 （午前 9時か ら午後 5時ま で）	午後・ 夜間 （午後 1時か ら午後 9時ま で）
研修室		85	50	5,000	6,700	5,900	10,500	11,300	14,900
サ ー ク ル 室	1	35	20	1,900	2,500	2,200	3,900	4,200	5,600
	2	35	20	1,900	2,500	2,200	3,900	4,200	5,600
	3	35	20	1,900	2,500	2,200	3,900	4,200	5,600
	4	25	15	1,300	1,800	1,600	2,800	3,000	4,000
	5	50	30	2,700	3,600	3,100	5,600	6,000	8,000
会議室		50	20	3,800	5,000	4,400	7,900	8,500	11,200
談話室		50	20	3,800	5,000	4,400	7,900	8,500	11,200

練習室	66	35	4,000	5,300	4,600	8,200	8,800	11,700	1,400
-----	----	----	-------	-------	-------	-------	-------	--------	-------

備考 多目的室A Bは，多目的室A及び多目的室Bを1室として使用するときをいう。

レクリ エーシ ョンホ ール	120	80	7,100	9,500	8,300	14,900	16,000	21,100
音楽室	76	40	4,500	6,000	5,200	9,400	10,100	13,400
視聴覚 室	65	20	3,800	5,100	4,500	8,100	8,600	11,400
和室	30	15	1,800	2,400	2,100	3,700	4,000	5,300
工作室	76	20	4,500	6,000	5,200	9,400	10,100	13,400
	個人使用の場合 1人1時間につき 150							

第2条 神戸市青少年会館条例の一部を改正する条例（令和2年10月条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
附 則 <u>（施行期日）</u>	附 則
<p><u>1 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、神戸市青少年会館条例及び神戸市青少年会館条例の一部を改正する条例（令和3年 月条例第 号）の公布の日から施行する。</u></p> <p><u>（準備行為）</u></p> <p><u>2 この条例による改正後の神戸市青少年会館条例（以下「新条例」という。）第4条に掲げる施設についての新条例第6条第1項の許可その他必要な準備行為は、この条例の施行の前においてもすることができる。</u></p>	<p>この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。</p>

附 則  
（施行期日）

1 この条例は、神戸市青少年会館条例の一部を改正する条例（令和2年10月条例第27号）の施行の日から施行する。ただし、第2条及び次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 この条例による改正後の神戸市青少年会館条例第8条第1項から第3項までの規定による使用料の徴収その他必要な準備行為は、この条例の施行の日前においてもすることができる。

#### 理 由

神戸市青少年会館の移転に伴い使用料を変更するに当たり、条例を改正する必要があるため。